

議案第 85 号

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年桐生市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加え、同項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 85 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について、所要の改正を行おうとするものです。